長岡市体育施設使用料減免基準

○減免基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２８年４月１日改正

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 使　　用　　内　　容 | 使用料 | 備　　　考 |
| 全施設共通 | 本市が主催又は共催する事業 | 全額免除 | 別紙の「主催、共催の取扱い基準」による。（名義のみの共催を除く） |
| 市内の小・中学校等が、児童・生徒の学習計画に基づいて行う事業 | 全額免除 | 市内の小・中学校等とは、市内の小・中学校及び特別支援学校をいう。 |
| 市内の小・中学校の学校改築等に伴う部活動  （学校長より依頼のあった学校改築等に伴う部活動利用に限る。） | 全額免除 | 学校改築等とは、学校施設の増改築、改修整備全般をいう。 |
| 市内の小・中学校の学校改築等に伴うスポーツ少年団活動  （予約申し込みは使用する日の１か月前からとする。） | 全額免除 | 学校改築等とは、学校施設の増改築、改修整備全般をいう。 |
| 市内の小・中学校の学校改築等に伴う学校開放を利用している定期利用団体  （定期利用団体とは、定期的に月１回以上学校開放を利用している団体のことをいう。） | 高等学校体育連盟料金を適用 | 学校改築等とは、学校施設の増改築、改修整備全般をいう。  （「付帯設備及び用器具使用料」は規定の使用料の30％とする。） |
| 福祉活動団体が、心身障害者及び高齢者の体力づくり及び社会参加促進等のために行う事業 | 全額免除 | 心身障害者及び高齢者の参加がある場合に限る。 |
| 長岡市スポーツ推進委員連盟が主催する事業 | 公益財団法人長岡市スポーツ協会又はその加盟団体料金を適用 |  |
| 特 　定 　施 　設 　を 　対　 象 | 長岡市レクリエーション協会又はその加盟団体が主催する事業 | 公益財団法人長岡市スポーツ協会又はその加盟団体料金を適用 | 長岡市営陸上競技場、長岡市悠久山野球場、長岡市悠久山プール、長岡市希望が丘プール、信濃川河川敷運動施設、長岡市営東山テニス場、長岡市営希望が丘テニス場、長岡市営スキー場及びニュータウン運動公園を対象とする。 |
| 北信越高等学校野球（春・秋季）大会中越地区予選会 | 半額免除 | 長岡市悠久山野球場を対象とする。ただし、附属設備使用料は減額の対象としない。  ※　左記大会の減免基準は、昭和60年度から適用しており、今後も、高校野球の振興のため継続して減額措置したい。 |
| 全国高等学校野球選手権大会新潟大会 |
| 北信越高等学校野球（春・秋季）大会新潟大会 |

○根拠条例

長岡市体育館条例第６条 　　　　長岡市プール条例第７条

長岡市野球場条例第６条 　　　　長岡市スポーツ広場条例第５条

長岡市営陸上競技場条例第６条 長岡市テニス場条例第７条

長岡市信濃川河川運動公園条例第７条 長岡市スキー場条例第６条

長岡市市民野外活動施設条例第７条

長岡市運動公園条例第７条

○その他方針伺等（平成１７年９月１３日付方針伺）